「レジャー・レクリエーション研究」投稿規定

昭和46年3月 制定 昭和57年6月12日改正 昭和58年7月1日改正 平成元年2月2日改定

- 1. 投稿者は、本学会会員であること。ただし、編集委員会が必要と認めた場合にはこの限りではない。
- 2. 投稿内容は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における原著論文・研究資料・評論・ 書評・実践報告・その他とし、完結していること。また、他誌に未投稿・未発表のものに限る。
- 3. 投稿に際しては、原稿の冒頭に前項に挙げた区分の内、該当するいずれかの種類を朱書し明記する。
- 4. 原稿は、400字詰原稿用紙(A 4 版)に黒インク書きまたは、ワープロ(A 4 版、800字;25字×32行)で仕上げるものとし、本文はひらがな現代かなづかいとする。また、外国語のかな書きにはカタカナを用いて表記し、欧文の記述にあたってはタイプまたは活字体を用いて表記することとする。
- 5. 図表および写真は、オリジナルのものとし、必ず通し番号とタイトルを記入して一枚ずつ台紙に貼り、本文とは別に一括して添付する。また、図表等の挿入箇所は本文欄外に図表番号をもって朱書し明記する。
- 6. 投稿者は、氏名と共に勤務先または所属機関名を())内に表記すること。
- 7. 論文および資料の原稿には、欧文による題目・著者名・所属機関名・抄録・キーワード、ならびに欧文抄録とキーワードの和訳を別紙により添付する。なお本文が欧文原稿の場合には、邦文による同様な様式を整えて添付する。
- 8. 引用文献は、原則として本文の最後に著者名のA、B、C順に通し番号を付けて一括し、雑誌の場合には、著者:題目,雑誌名,巻号,ページ,西暦年号、の順に、単行本の場合には、著者:書名,ページ,発行所,西暦年号、の順に記載する。なお、本文中の引用箇所の右肩上に該当する文献番号を付すこととする。
- 9. 原稿は、一篇につき図表・写真共刷り上がり10頁(400字詰原稿用紙約35枚)以内を原則とする。ただ し前記規定以外の頁数を必要とする場合や、特殊な印刷を必要とする場合には、編集委員会の承認を経 た上で、その費用の超過分を投稿者の負担とする。
- 10. 掲載論文については、別刷り30部を執筆代表者に無償で送付する。なお更に部数を必要とする場合には、投稿時点に申し出ること。ただしその場合の費用は投稿者の負担とする。
- 11. 投稿にあたっては、オリジナル原稿とそのコピーを3部添付して提出する。なお、掲載論文にあたっては、その原稿を返却しないものとする。

- 12. 投稿原稿の採否については、本学会編集委員会において決定する。なお、採否の決定にあたっては、 編集委員会が委嘱する審査員 2 名の審査結果を尊重する。
- 13. 本誌は、レクリエーション学会の機関誌として年2回(9月、3月)の発行を予定し本誌への掲載は、原稿受理の順序による。
- 14. 大会発表論文集への投稿規定については、別に定める。
- 15. 本誌への投稿は、下記編集委員会宛てに行うこととする。

〒113 東京都文京区弥生 1 - 1 - 1 東京大学農学部林学科 森林風致計画研究室内 日本レジャー・レクリエーション学会 編集委員会 (TEL 03-3812-2111 ex.5208)

「レジャー・レクリエーション研究」 投稿募集

研究論文の投稿は、常時受付けております。 積極的にご投稿下さい。

(編集委員会)